

東京、平 2 不45、平8.9.3

命 令 書

申立人 X 1

被申立人 社団法人日本能率協会

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人社団法人日本能率協会（以下「協会」という。）は、昭和17年に内外の企業や団体の経営革新を図る目的で設立された社団法人で、肩書地に本社を置き、札幌、京都、大阪などに16か所の事業本部、事務所、サービスセンターを有している。なお協会の関連法人として、平成3年に設立された株式会社日本能率協会マネジメントセンターなど8社があり、これらを合わせた従業員数は申立て当時約1,600名である。

(2) 申立人 X 1（以下「X 1」という。）は、昭和46年に協会の職員となり、産業研究所に配属され、その後50年に出版事業部、61年には同事業部の「映像バンク」の所属となった。そして X 1 は、平成元年にビジネスツール事業本部に配属されたが、3年に、上記のとおり株式会社日本能率協会マネジメントセンターが設立され、協会は、同事業本部が所管していた事業を、この新会社に譲渡した。これに伴い、協会が X 1 に新会社への転籍を打診したところ、同人がこれを拒否したため、人事部付となり、4年からは総務部付となって現在に至っている。

2 本件譴責処分に至るまでの X 1 の勤務状況

(1) X 1 が当初所属していた産業研究所の業務内容は、政府および地方公共団体の政策立案のための基礎的調査や、事業推進のための各種調査、計画、立案である。同研究所では、調査の依頼を受けるとそれを職員に割り当て、職員は調査報告書を作成し、上司に提出するという手順で仕事を進めている。

同研究所での X 1 の仕事ぶりは、同じような職務を行う同僚に比べて、著しく劣っていた。即ち、作業が遅いうえ、上司の指示に従わず、調査の相手方に関係のない質問をすることがあり、そのため、上司の Y 1 計量研究部長（以下「Y 1 部長」という。）から、これらを是正するよう再三指導を受けた。しかしこのような指導にもかかわらず、X 1 の執務態度は改まらなかった。

- (2) 50年1月6日、X1は産業研究所の同僚Hに対して、自分の高校の先輩である弁護士のもとに、一緒に行ってくれるように頼んだ。Hは、弁護士と会う理由が不明のため断っていたが、X1から、会ってくれなければこれから何が起こるか分からないなどと言われたため、止むを得ず同行したが、労働組合結成の話などは出されなかった。

さらにX1は、同月25日、Y1部長にも同様の依頼をし、同部長は、X1の度重なる頼みを断りきれず、X1とともに弁護士事務所に行った。その際X1は、弁護士に対して、同人が日頃不満に感じている勤務時間などの職場における問題を話したが、弁護士は途中でX1の話を遮り、同部長の面前で、X1に対して「この前も言ったが、お前はきちんと仕事をやればよいのだ。重箱のすみを突っ付くようなことを言うな。」、「迷惑だ。」と言い、またX1が読んでほしいと言って渡そうとした文書を受け取らず、以前に同人が渡していた文書も返却した。このため、労働組合結成についての話などは、ここでも何らなされなかった。

- (3) X1の業務遂行態度を見かねたY1部長は、これまでにX1に指導した事項と何回指導しても改まらない状況とを文書（50年3月4日付）にして人事部に提出し、他の部署へ配転してほしい旨要請した。
- (4) 上記Y1部長の要請の結果、50年4月、協会は、X1を産業研究所から出版事業部へ配転した。その理由は、細かいことを気にする傾向のあるX1には、校正等の細かい仕事がある出版事業部に向いているであろうと判断した結果であった。

出版事業部の業務内容は、出版物の企画・決定、執筆依頼、原稿の校正・整理、印刷段階での校正等である。X1は当初校正担当のアシスタントの仕事に従事したが、同人の業務遂行態度は上司の業務指示に従わないなど以前と同じであったため、協会は、55年度の給与格付を前年度と同じ格付に据え置いた。

- (5) この格付に不満を持ったX1は、55年5月に三田労働基準監督署に出向き、配転をローテーション通り行ってくれないこと、給与が上がらないことなどを申し立てた。この申し立てを受けて同署は、同月15日、20日、26日および8月21日、労務・人事担当のY2理事（以下「Y2理事」という。）から事情を聴いた。その結果、同署の係官は、X1に対して、上司の言うことを良く聞いてきちんと仕事をするようにと注意して、X1の申し立ての処理を終わらせた。

この間X1は、協会に対して当初の職場である産業研究所への配転希望を申し出ていたが、8月6日の出版事業部長、産業研究所長、人事部長とX1を交えた話合いで、協会は、X1の希望には応えられないと伝えた。その後もX1から数次にわたり産業研究所への配転の要望が出され、その都度協会はX1と話し合い、配転希望には沿えない、現在の職務を遂行するようにと伝えた。

- (6) 同年8月、協会のY2理事は、愛宕警察署から突然呼出しをうけ、係

官から、X 1 が人事異動の希望がかなえられないので何とかしてくれと言ってきているが、これは警察の所管外のことなので、警察に迷惑がかからないよう本人に説明して欲しい旨言われた。

(7) 同年 9 月、X 1 は、Y 2 理事に口頭で要旨以下のような申入れを行った。

「① 産業研究所から出版事業部へ配転させられたのは、この配転直前に、労働組合結成について相談するため同僚、上司を弁護士事務所に連れて行ったところ、後日この上司が配転させるべきであると提案したためである。

② 上記配転について、東京都品川労政事務所に相談したところ、同事務所の職員からこれは不当労働行為であると指摘されたので、直ちに元の職場に戻して欲しい。」

この申入れに対して Y 2 理事は、「弁護士事務所に組合結成の相談をしに行ったという話は初めて聞いたが、このようなことで配転したわけではないので元へ戻すことはできない。今頃なぜこのようなことを言うのか理解できない。」と X 1 に伝えた。

しかし、X 1 は Y 2 理事のこうした回答を不満として、9 月 12 日に、10 月 1 日付で産業研究所へ配転してほしいと協会に文書で伝えた。これに対して協会は同日、前記 8 月 6 日の話合いの結果等を記載した文書を X 1 に渡し、配転希望には応じられないことを再度伝えた。この文書もらった X 1 は直ちに同日、協会に対して、産業研究所から出版事業部への配転は不当労働行為なので原状回復をするべきであるとの文書を提出したが、協会は、組合活動をしたことを理由として配転はしていないと記載した文書を X 1 に渡し、同人の要求を拒否した。

(8) 同年 10 月、Y 2 理事は、X 1 が配転等について相談に行った東京都品川労政事務所から呼び出されたため、同事務所に出向き、X 1 が同席するところで、協会の人事異動のローテーションや給与について説明した。そして、同事務所の職員は説明を聞き終わると、X 1 に対して「申立ては筋が通らない、もっとしっかり仕事をするのが重要です。」と言って、X 1 の申立てを取り上げなかった。

(9) ところで、出版事業部における X 1 の仕事ぶりは、次のようなものであった。

① 56 年 8 月に、印刷前の校正が通常は 3 回程度で済むところ、X 1 が細かい部分にこだわりすぎるためなかなか終了せず、印刷業者から機械の稼働状況の悪化により損害を被ったとして、43 万円余の賠償を求められ、協会がこれを支払うということがあった。

② 58 年 7 月に、X 1 が執筆者の了解を得ないで執筆内容を書き換えたため、執筆者から抗議され、上司がこれに対応し事なきを得たが、その際上司が、X 1 に今後このようなことをしないよう注意すると、これが校正の仕事であるなどと言い出して自分の非を認めようとしなか

った。

このようなことが度重なり、X 1 の担当する出版物の刊行は他の職員に比べて2倍から3倍も日時を要する状態で、予定通りには刊行できなかった。さらにX 1 は、欠勤、用件不明の外出、早退、離席が多かった。またあるときは、自分の健康保険証が盗まれたと騒いだが、後日見つかったあと「泥棒が盗んでまた元に戻したのだ。」と言い張り、自分のミスを認めようとしなかった。

このため出版事業部長は、人事部に対してX 1 の処置を考えてほしい旨の文書を提出した。

- (10) 61年協会は、創立50周年も近いことから、協会内の各部署ごとに保管されている映像フィルムや録音済のテープを1か所で集中管理し、貸し出しも行うとの方針の下に、出版事業部の中に「映像バンク部門」を設け、職員1名を配置することとした。そして協会は、組織的に行う仕事に向いていないX 1 を「映像バンク」に配置した。協会はX 1 を同所に配置する際、同人と話し合い、これからはしっかり仕事をしてくれることを期待するとして、55年以来据え置いていた給与の格付けを1号俸アップした。しかし、X 1 は以前と同じように遅刻、欠勤、早退、離席が多く、期待に応えなかったので、協会は、翌62年4月にはX 1 の給与の格付けを元の号俸に戻した。
- 3 X 1 に対する譴責処分・減給処分・賞与の査定分低額支給の経過
- (1) 63年1月29日、X 1 は自分1人で仕事をしていた映像バンク室から業務日報が1枚盗まれたとして、警察に通報した。

この業務日報とは、X 1 がこれまでY 2 理事との間で業務上のことなどをめぐり、言った、言わないの論争が度々あったため、これを防ぐ目的で同理事がX 1 だけに、同人の日々の業務遂行状況を記録させていたものであった。また映像バンク室に1人配置されたX 1 は、協会に対して、映像バンク室から再三物がなくなるので鍵を付けてくれるよう要望していたことから、同室のドアには、鍵を付け施錠できるようにしており、この日もX 1 は施錠して室を出ていた。
 - (2) X 1 は業務日報1枚の盗難があったとして、前記警察への通報に先立ち、直ちに警備室に知らせたが、警備員は、映像バンク室は施錠された状態にあり、外部から人が入った形跡がないこと、X 1 の説明も明確さを欠いていたこと、またX 1 は以前にも健康保険証、録音テープ、昼食のあんパン等が盗まれたと騒ぎ、後で見つかったということがあったことなどから、さらによく捜すようにとアドバイスをした。しかしX 1 は、泥棒が業務日報を盗んだあと、鍵を掛けて出ていったと考え、総務部長やY 2 理事に連絡しようとしたが、それぞれ用談や会議で席にいなかったため、連絡しないまま警察に通報した。
 - (3) この通報によりサイレンを鳴らしてパトカーで駆けつけた警察官に、協会職員が何のために来たのかとその理由を聞くということがあった。

警察官は、X 1 や協会からの説明を聞いた結果、別段捜査はせず、また協会も業務日報 1 枚がなくなっただけのことなので告訴しないと伝えたため、この盗難騒ぎはとりあえず収まった。

- (4)① 協会は、X 1 の盗難騒ぎが、今までは協会内部だけで済んでいたが、今回は警察も巻き込んでしまうという事態になったため、不問に付するわけにはいかないと判断した。その結果協会は、63年 2 月 16 日付で、今回の盗難騒ぎは X 1 のつけている業務日報 1 枚がなくなっただけであるのに盗まれたとして、上司の許可もなく警察へ通報するといった一般常識を逸脱した行動により、協会に混乱と動揺を与え、関係者に多大な迷惑をかけたことは、就業規則第 33 条第 2 項の「協会の信用を害しまたは体面を汚すような行為があったとき」に該当するとして同規則第 35 条第 1 項により譴責処分にした。これに対して X 1 は、即日、協会に対して、譴責処分には判断の誤りがあるので、処分は差し控えるか取り消すよう同規則第 37 条により申請文書を提出した。この申請を受けて協会は、3 月 25 日、同規則同条に基づき調査委員会で再審議したが、処分は妥当であるとの結論に達し、その旨の「再審議の申請に対する裁定」書を X 1 に手渡した。これと同時に Y 2 理事は、同規則第 35 条第 1 項の規定に基づき 3 月 29 日までに始末書を提出するよう文書で X 1 に伝えた。
- ② 協会は、同年 4 月 5 日、X 1 から始末書の提出がないため、同人に、同月 11 日までに提出するよう文書で再び注意した。しかし、期限になっても X 1 から始末書は提出されなかった。このため協会は、同月 15 日、X 1 の上記始末書の未提出は、就業規則第 33 条第 1 項「諸規則または職務上の業務にしばしば違背したとき」に該当するとして同規則第 35 条第 1 項の譴責処分に付する旨通知した。
- この処分に対して X 1 は協会に、警察への通報は妥当であったとし、また始末書提出を理由にさらに処分をするなどということは聞いたこともないとして、それぞれの譴責処分の取り消しを求める要望書を提出した。その後さらに X 1 は 6 月 22 日、「業務日報 1 枚盗難関連報告書」とともに、調査委員会の審議が不十分であるとして、調査委員会において再度審議し、処分を取り消してほしい旨の文書を協会に提出した。協会はこの要請により調査委員会で再度審議し、同年 7 月 8 日に処分は妥当であるとする文書を X 1 に渡した。
- ③ しかし、その後も X 1 は始末書を提出しなかったため協会は、63 年 10 月 11 日、同人のこのような態度は、就業規則第 33 条第 1 項および第 5 項「所属長の指示命令を守らず反抗的・暴力的行為があったとき」に該当するとして、同人に対して、同規則第 35 条第 2 項を適用し、同年 10 月から 12 月迄の 3 か月間各月につき、本俸の 50 分の 1 を減給する処分に付した。
- (5) 協会は、X 1 の 62 年から 63 年にかけての勤務態度、勤務業績いずれの

面からも同僚に較べて著しく劣るので、63年6月支給の賞与について、一律分として2か月分、査定分として0.052か月分を支給した。

これに対しX1は、同年7月8日、協会に再審議申請書を提出し、その理由として、同年6月の支給賞与額は他の職員には5か月以上であったのに、X1には2.052か月分にすぎなかったのでは正して欲しいと申し立てた。

協会のY2理事と人事部長は、この問題を協議し、個人の業績によって支給することになっている査定分は平均3か月であるところ、X1は全く期待に応えていないだけでなく、勤務態度にも問題があったから、他の職員と同様の支給をすることは出来ないとする回答書をX1に渡した。以後本件申立時まで、毎期の賞与支給に際しては、同様の措置が続いている。

- (6) X1は、譴責および減給処分、賞与の査定分低額支給は組合結成活動をした同人に対して、協会が不当に差別したものだとして、2年6月30日これらの取り消しを求めて当委員会に本件を申し立てた。

第2 判断

1 当事者の主張

(1) 申立人の主張

- ① 協会は、昭和50年にX1を産業研究所から出版事業部に配転し、その後、同人がしばしば出版事業部から産業研究所に戻すように求めたのにもかかわらず、一貫してこれを拒否し、55年度にはX1の給与格付を前年のまま据え置いた。こうしたことがあった後、協会がX1に対して、ア 63年2月および同年4月、業務日報盗難問題で2度にわたり譴責処分に付したこと、イ 同年10月に、本俸の50分の1を減ずるとの減給処分を通知し、同年10月から12月にかけて3か月にわたり給与から当該金額を控除したこと、ウ 63年6月以降、本件申立時まで毎期の賞与支給に際して査定分低額支給措置を行っていることは、いずれも50年当時、X1が知り合いの弁護士を訪ねて組合結成の相談を行ったり、60年頃機械振興会館に、東京都品川労政事務所の職員を講師に招いて、労働組合結成に際しての心構えの勉強会を行ったことを察知した協会が、同人の組合結成活動を嫌悪して、これを妨害するためになした一連の行為であり、不当労働行為に該当する。これに対して協会は、上記アないしウについてそれぞれ理由を挙げて反論しているけれども、それらはすべて口実に過ぎないものである。
- ② 本件は、X1に対しての譴責、減給処分および賞与の査定分低額支給がなされてから申立てまでに1年以上を経過しているが、X1はこれらの処分に対して何回も協会に異議を申し立てている。しかしながら協会はこれを認めず、さらには賞与の査定分低額支給は申立時にも是正されていないため、X1の組合結成活動に対する差別が未だに続いているものと考えざるをえず、処分時から1年以上経過していても、

申立てはできるはずである。

(2) 被申事人の主張

- ① X 1 は、昭和50年に、組合結成の相談をするために弁護士事務所に行ったが、これを嫌った協会がX 1 を産業研究所から出版事業部へ配転させたと主張しているが、弁護士事務所では、組合結成の話など一切されず、逆に迷惑がられて帰ったことが確認されている。また、このようなX 1 の行動が、組合結成のためであったということは、55年にX 1 から出された文書によって協会は初めて知ったのである。X 1 の配転理由は、産業研究所のチームを組んで行う業務の遂行能力が著しく低かったため、本人の細かいことに気を回しすぎる性格を協会が考慮して、校正などの細かい仕事がある出版事業部へ配転をしたものであり、X 1 のいう組合結成活動とは関係がない。

さらに、X 1 は55年に、上記配転が不当であるとして協会に文書を出してきたが、なぜ配転から5年以上も経過してからこのような主張をしてきたのか理解に苦しむ。

- ② 55年にX 1 の給与格付を据え置いたのは、54年度のX 1 の業務遂行能力が低く、勤務態度が上司の注意にもかかわらず改まらなかったからであり、54年にX 1 が、産業研究所への配転希望を出したにもかかわらず協会がこれを容れなかったのは、いずれもX 1 のいうところの組合結成活動とは関係ない。
- ③ X 1 に対する譴責処分、減給処分は、業務日報1枚が盗まれたとして上司の判断を仰ぐことなく、勝手に警察に通報しパトカーが来たことで、関係者に多大な迷惑を掛け、協会の信用をも失墜させたことに対して行ったものであり、同人のいう組合結成活動を妨害するためのものではない。
- ④ 協会がX 1 の賞与を査定分低減支給しているのは、本人の業務遂行能力が低く、勤務態度が悪いからであり、同人が主張しているような組合結成活動を嫌ったからではない。
- ⑤ さらに本件は、平成2年6月30日に申し立てられたが、X 1 が譴責処分を受けたのは63年2月・4月、申立時にも続いている賞与の査定分低額支給を最初に受けたのが同年6月、給与の減給処分は同年10月から12月までの3か月間であり、これら処分から申立てまで1年以上が経過しているため、却下されるべきである。

2 当委員会の判断

- (1) X 1 は、本件譴責処分、減給処分および賞与の査定分低額支給は、いずれも同人が、知り合いの弁護士を訪ねて組合結成の相談を行ったり、東京都品川労政事務所の職員を講師とした、組合結成の心構えの勉強会を行ったりしたことを察知した協会が、同人の組合結成活動を嫌悪してなしたものであり、不当労働行為に該当すると主張する。

そこで、同人が知り合いの弁護士を訪ねた際に、組合結成の相談を行

った事実があるかどうかを検討すると、仮に同人が、日頃、労働組合結成の意図を有していたとしても、同人が本件審査手続きにおいて明らかにしたことは、前記第1、2(2)で認定したとおり、同人の日頃からの職場の不满を問題としたにとどまるので、組合結成の相談を行ったという同人の主張を裏付けるに足る具体的な疎明はされていない。ちなみに、X1が弁護士を訪ねた目的が組合結成の相談をすることにあつたとすれば、そもそも上司の管理職を伴って弁護士を訪ねたこと自体、甚だ理解しがたい。

さらに、X1は、60年頃、機械振興会館に東京都品川労政事務所の職員を講師に招いて、同僚約10人の参加を得て勉強会を行ったが、これは、講師に労働組合結成に際しての心構えを話してもらうためのものであつたとも主張している。しかしながら、これを認めるに足る証拠はない。

- (2) 従って、協会がX1に対して行った本件2回の譴責処分、減給処分および賞与の査定分低額支給が、同人にとっていかに不本意なものであるとしても、これらが同人の組合結成活動を理由とするものであると認めるに足る証拠はないから、不当労働行為は成立せず、当委員会としては、救済する理由は存在しないものと判断して、本件申立てを棄却する。
- (3) なお、本件当事者間においては、協会がX1に対して行った譴責処分、減給処分、賞与の査定分低額支給措置が労働組合法第27条第2項および労働委員会規則第34条第3号にいわゆる「継続する行為」にあたるか否かをめぐって主張が対立しているが、本件の場合、上記のように、そもそもX1が組合結成活動を行った事実それ自体認めがたいのであるから、あえてこの点は判断しない。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、協会が行ったX1に対する昭和63年2月16日付の譴責処分および同年4月15日付譴責処分、63年6月から本件申立時までの賞与の査定分低額支給、63年10月から12月までの3か月間の減給処分は、労働組合法第7条第1号に該当しない。

よって、労働組合法27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

平成8年9月3日

東京都地方労働委員会
会長 沖野 威 ㊟